稲沢市

令和８年度インフルエンザ予防接種（説明書）





※以下に該当する方は、稲沢市の補助は使えません。

①接種日時点で、稲沢市に住民票がない方

②令和8年10月15日以降に稲沢市の補助を利用してインフルエンザワクチンを接種した方

１．インフルエンザとは

インフルエンザは、咳やくしゃみでウイルスが空気中に広がり、それを吸いこむことによって感染します。典型的な症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。高齢者や免疫力の低下をしている人では、肺炎などを合併し重症化することがあります。

２．インフルエンザの予防

①予防接種を受けましょう。※稲沢市の補助は１回のみです。

抵抗力がつくまでに約２週間かかり、効果の持続は約５か月間です。

流行前の１２月中旬までに予防接種を受けることが必要です。

②日常生活では、次のとおり注意しましょう。

・栄養と休養を十分に取りましょう。
・人ごみは、避けましょう。
・適度な温度と湿度を保ちましょう。
・外出後の手洗いとうがいをしっかりしましょう。
・マスクを着用しましょう。

３．インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の注射跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛むことがあります。また、発熱、寒気、頭痛、全身のだるさがみられることもありますが、これらの副反応は通常２～３日で治ります。

また、接種後数日から２週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害、まれに、ショックやじんましんなどが現れることもあります。ひどい副反応が現れた場合は、医療機関を受診してください。

４．接種の同意について

本人が接種を希望する場合のみに予防接種を行います。ただし、麻痺等があり、同意書に署名できない場合や、認知症で正確な意思確認が難しい場合等は、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思の有無の確認を含め、接種適応を決める必要があります。

本人の意思確認ができなかった場合は、家族が希望しても接種はできません。

５．予防接種を受ける前に

（１）一般的注意

インフルエンザ予防接種について、気になることや分からないことがあれば、担当の医師などに質問し、十分に納得したうえで接種してください。

予診票は、接種を受ける本人もしくは家族が責任をもって記入してください。

（２）予防接種を受けることができないかた

①明らかに発熱のあるかた（一般的に体温が３７．５℃以上の場合）

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなかた

急性の病気で薬を飲む必要のあるかたは、その後の病気の変化が分からなくなる可能性があるので、その日は見合わせるのが原則です。

③インフルエンザ予防接種液の成分および卵等で、アナフィラキシーショックを起こしたことがあるかた

※「アナフィラキシーショック」とは、通常接種後約３０分以内に起こるひどいアレルギー反応（発汗、顔が急にはれる、じんましん、吐き気、嘔吐(おうと)、などの激しい全身反応）のことです。

④その他、医師が不適当な状態と判断したかた

（３）予防接種を受ける際に、医師とよく相談しなくてはならないかた

①心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性疾患で治療を受けているかた

②ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんどできない程度の障害のかた

（４）予防接種健康被害救済制度について

インフルエンザ予防接種による健康被害が起きた場合、厚生労働大臣が認定すると、健康被害に対する給付があります。

６．予防接種後の注意事項

①予防接種を受けた後３０分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。

②接種後２４時間は、副反応の出現に注意しましょう。

接種後接種部位の異常反応、体調の変化が現れたら、すみやかに医師の診察を受けてください。

その後、保健センターへ連絡してください。

③接種後１時間を経過すれば、入浴は差し支えありません。

④接種後２４時間は、激しい運動や大量の飲酒を避けましょう。



©稲沢市 いなッピー

稲沢市健康推進課（保健センター内）　0587-21-2300